

物性研究所 エレベータにおける寒剤運搬に関する申し合わせ

平成26年 6月 25日 制定

平成26年 月 日 施行

物性研究所 安全衛生管理委員会

エレベータ内での酸欠事故を防止する為、エレベータを利用して液体窒素・液体ヘリウム等の寒剤（以下「寒剤」と言う）を運搬する際は、下記事項を熟読し遵守すること。

1. エレベータを利用して寒剤の運搬を行う際は、原則として本館北西貨物用エレベータを使用すること。
2. 基本的に寒剤とは同乗しないこと、また、運搬作業は二人以上で作業を行うことが推奨される。
3. やむを得ずエレベータに寒剤と同乗する場合でも、以下の事を遵守する。
 - ・ 他者がエレベータ内に乗り合わせない様、注意する。
 - ・ 急激な蒸発が起きる事を想定し、直近階ですぐに停止できる様に備える。
 - ・ 急激な蒸発が起きた場合、直近階で降りた後は、エレベータ内の酸欠が懸念されるので、他者が不用意にエレベータ内に立ち入らない様、かつ、他の階に移動しない措置を直ちに行う。
 - ・ エレベータ内への搬入・搬出時に容器が転倒しない様、エレベータ内備え付けの段差解消プレートを使用するなど最大限の注意を払うものとする。
 - ・ 小型容器等を台車に乗せて運搬する際は、容器転倒防止の為、台車と容器を確実に固定する。

(附記)

物性研究所 エレベータにおける寒剤運搬に関する申し合わせを制定するに当たり、インフラ整備として下記の事を行う。

- ・ 寒剤運搬使用エレベータを本館北西貨物用エレベータに限定
- ・ 酸欠に関する注意喚起ポスター(ユーザーへの注意喚起及び同乗しない土壌を醸成)の作成
- ・ 酸素濃度計のエレベータ内への設置
- ・ 空気呼吸器のエレベータ内への設置
- ・ 段差解消プレートのエレベータ内への設置